

2020年度 **コロナ感染防止のため書面開催**

8月7日(金)までに採決用紙を組合事務所に交換便で送ってください。

都教組八王子部定期大会議案書

私たち都教組八王子支部は、市内の小学校70校、中学校37校で働く教職員の組合です。どの子にもゆきとどいた教育を保障する教育条件整備や、教職員がいきいきと働き続けるための諸要求実現にむけた運動を、父母・市民、そして八王子で働く労働者の仲間とともに、進めてきました。

教職員組合は、教職員のいのちを守るために活動する団体であり、多くの善意の先輩たちが守ってきた宝です。国連、ILOユネスコの勧告も『教員団体は、教育の進歩に大きく貢献するもの』としてその地位を尊重されています。

私たちの組合は、全教職員が子どもを真ん中にすえた話し合いのできる学校作りを大切にしています。また、教職員一人ひとりの権利やくらしの相談にもお応えしています。

労働者は、民間でも公務でも、団結しなければ使用者に労働条件の改善を要求することができません。一人なら「不満」で終わってしまうことでも、組合なら改善の要求ができます。憲法は28条で「労働組合をつくり、使用者と対等に交渉することができる権利」をすべての労働者に保障しています。その「権利」を私たちといっしょに使い、より安心して働くことができる職場にしていきませんか。

組合だからできること

「つながり、助け合う八王子支部」

八王子支部はすべての教職員と子どもたちのために・・・

- どの子も楽しく学び、生活できる学校をつくるために
- 私たちが健康で、やりがいをもって働き続けられる学校にするために



都教組八王子支部 2019年度 経過報告

1. 都教組本部・支部関連会議

八王子支部執行委員会（毎週火曜日 全36回）
八王子支部大会（6月）
八王子支部委員会（9月・1月）
都教組大会（5月）

2. つながろう八王子 ミニ実践講座（全6回）

「学級経営の裏技」4/10 「道徳の授業・評価」6/29
「先生たちの相談会」①8/23 ②9/13 「落ち着かない子がいる学級の経営」10/24
「不登校を経験した子とかかわって」3/4

3. 市教委要請など（全11回）

年度当初の要請
義務教育学校にかかわる要請（複数回）
福祉関連要求（都労連）
異動についての要請（全3回）
働き方・変形労働時間制導入反対の要請（全2回）
一斉休校に伴う課題の要請（全2回）
体育館のエアコン設置の要請（複数回）
八王子総行動 教育関連の予算要求 11/12（火）

要請の成果

- ・余剰時数の削減
- ・働き方改善に向けて
QRコードによる勤務時間の管理の実現
- ・都労連において、非常勤など会計年度職員への一時金支給が実現
- ・コロナによる休校中、在宅勤務の取得に制限を課していた学校の実態を報告した結果、改善できた。
- ・コロナに関連するガイドラインの作成
- ・学校にかかわる様々な職種の方への給与補償

4. 交流会など

再任用非常勤交流会（全3回）
ブロック交流会（全4回）
共済カフェ（6/26）

5. 市民とつながるとりくみ

子どもと教育を守る八王子市民の会 事務局・全体会（全10回）
由井地区教育懇談会（全3回）
その他 教育カフェ（全2回）

6. 駅頭署名

ゆきとどいた教育を進める署名（全3回）
立川高校定時制存続を求める署名（全2回）

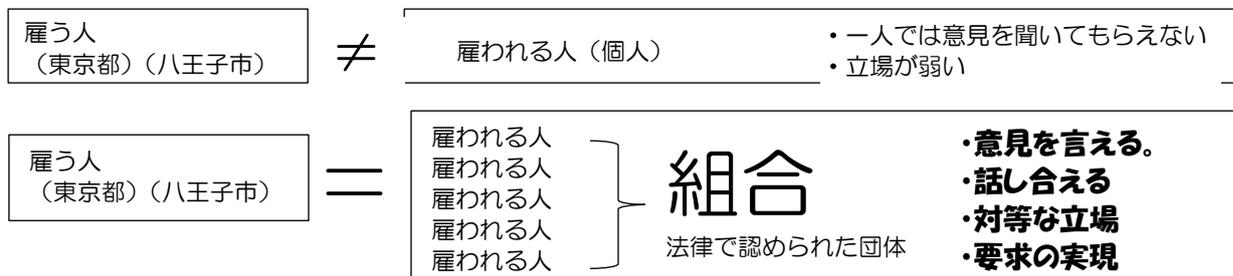
7. 憲法・平和を守るとりくみ

メーデー（5/1） 憲法集会（5/3）
平和行進（7/19） ロングラン宣伝（8/6・9） 原水禁世界大会：長崎（8/7～9）
平和のつどい（8/15）
八王子平和市民連絡会（前川喜平氏の講演会11/8）
横田基地反対集会（10/5） 横田基地すわりこみ（10/20）
横田基地オスプレイ反対集会（11/24）

都教組八王子支部 2020年度 活動方針（案）

1 組合とは？ 働くものがあつまり、要求実現に向けてとくみします。

法律に基づいて「雇われる人」が「雇う人」と対等に話し合うためにつくられた団体として要求実現に向けたさまざまなとりくみを行います。



2 主張します！ 憲法を生活に生かし、教育、子どもたちの未来を守る運動を広げます

(1) 八王子市教育委員会への要請や懇談をします。(職場の声を集めて、直接話し合います。)

[教育予算増額] [コロナ感染防止にかかわる諸課題] [義務教育学校に伴う課題]

[体育館エアコン設置] [異動について] 「働き方改善やハラスメント防止などの課題」 他

(2) 安全・健康・安心のためのとりくみを継続します。

- ① 市教委の担当者・校長会の代表者・組合の代表者が同じ立場で話し合う「労働安全衛生委員会」で働く側の声として意見をあげていきます。
- ② セクハラ・パワハラで困っている人の声をきいて対応をします。苦情処理委員会では組合の代表が入り意見をあげていきます。

苦情処理(ハラスメント)委員会相談窓口 (教職員課 庶務・安全衛生担当保健師)
Tel042-620-7404 ※相談は要予約。まずは電話で希望日を連絡してください。

(3) 賃上げや労働条件の改善にむけて東京都教育委員会に対する都労連の運動にとりくみます。

(4) 安倍改憲阻止、平和を守る運動をすすめて、原水禁世界大会に代表者を派遣します。

3 つながいます！ 組合の仲間を増やしましょう！

(1) ミニ実践講座「つながろう八王子」や各専門部(女性部・養護教員部・再任用非常勤職員部などの学習会)でいろいろな学ぶ場をつくります。

[こんなことを学びたい、という要望があれば、ぜひ支部へお知らせください。]

(2) さまざまな学びのサークルとつながります。

(3) 「組合カフェ」「共済カフェ」など、職場での「語る場づくり」を支援します。

(4) 支部ニュースの発行をします。八王子支部のホームページを立ち上げ組合の活動を知らせます。

(5) 異動にかかわる相談窓口を設け、さまざまなアドバイスをおこないます。

(6) さまざまな活動を未組合員の方にも広げ「一人にしない」「仲間を増やす」とりくみをすすめます。

(7) 「子どもと教育を守る八王子市民の会」など民主団体と協同のとりくみをすすめます。

(8) 保護者・市民とつながり、子どもや学校のことを自由に語る場(教育懇談会など)をつくります。

4. 女性部活動方針「女性が輝く支部活動をめざします」

(1) 今ある「権利」は組合運動で獲得してきた「財産」

女性が健康で生き生きと働き続けるために、「母性保護」「子育て」に関して組合の運動によってたくさんの「権利」を獲得してきました。「看護休暇」については2018年1月より、中学校就学前までが対象となり、予防接種にも使えるようになりました。2020年1月より、不妊症・不育症も、病気休暇（行き続く90日は有休保障で病休を取ることができる）として取ることができるようになりました。今後、保護者会や学校行事などに参加するための休暇（他県では「家族休暇」としています）を新設することや、現在1歳3ヶ月までの育児時間をさらに延長していく、介護休暇の充実などを、引き続き東京都に要求していきます。

先輩方の努力で獲得してきた「権利」を今後も維持・発展させる取り組みを続けます。

◎母性保護の権利

「生理休暇」「妊婦通勤軽減」「母子健康診断休暇」「体育実技軽減」「妊娠症状対応休暇」「早期流産休暇」「育児休暇」「育児休業・部分休業」「子どもの看護休暇」など・・・

◎パートナーの方にも「出産支援休暇」「育児参加休暇」があります。

・詳しくは女性の権利手帳やリーフレットをごらんください。組合員でない方にも差し上げていますので、支部に連絡を。2020年度版も作成予定です。

(2) 仲間と楽しい時間を共有して元気になる取り組み

ものづくりや各種イベントなどの企画をし、仲間と楽しい時間を過ごしながらか元気になるための活動をしています。(今年度はお休みです)

(3) 地域の女性とつながり、共に考えていきます

9月6日(日) 東京母親大会 武蔵大学	9月27日(日) 八王子母親大会 八王子労政会館ホール
11月28日(土) 29日(日) 日本母親大会(IN 沖縄)	2021年3月8日(月) 国際女性デー

2020年度 八王子支部役員執行委員

役職名	氏名	分会
執行委員長	佐々木清明	南大沢中
執行副委員長	陶山葉子	長房小
執行副委員長	三浦真岐子	長沼小
書記長	山内幹子	高尾山学園
書記次長	源田洋二郎	上柚木中
財政部長	山木清孝	みなみ野中

執行委員	氏名	分会名
	佐々木大典	加住小
	金丸たか子	宮上小
	山中康生	鑑水小
書記	鳥居静江	支部事務所
	村田孝子	支部事務所

財政監査	氏名	分会	氏名	分会
	竹内克子	梶田小	山本千秋	第7小

慶弔金ならびに災害傷病見舞金 規定

第1条	八王子支部所属組合員ならびにその家族の慶弔、災害による損害を受けたとき、傷病の際の見舞金はこの規定の定めるところにより慶弔金または見舞金を贈呈する。
第2条	本規定の運営は当執行委員会によって行う。
第3条	<p>慶弔金の贈呈は下記にあげる金額とする。</p> <p>1. 結婚祝金(組合員本人) 5000円</p> <p>2. 出産祝金(組合員本人または配偶者) 3000円</p> <p>3. 死亡弔慰金</p> <p>(組合員本人の場合) 30000円</p> <p>(家族の場合) 5000円</p> <p>※家族の範囲、同一世帯にある者 ①配偶者 ②父母(配偶者の父母も含む) ③子</p> <p>※同一世帯外にある者 ①本人の父母ならびに子</p>
第4条	災害見舞金は30000円を限度とし、罹災の程度に応じ、執行委員会で決定する。
第5条	組合員の傷病のための入院7日以上、臥床30日以上に及ぶ際は、見舞金として3000円を贈る。
第6条	慶弔金ならびに災害見舞金支給の基準は互助組合、都教組慶弔金および災害見舞金諸規定を準用する。
第7条	組合員ならびにその家族の慶弔、組合員本人が罹災または傷病のため、手続きをとる際は当該分会長を通じ、当該申請書に記入、支部執行委員長に提出する。
第8条	前条の申請を受けた執行委員長はただちにその書類を担当執行委員に付託し贈呈額を決定する。
第9条	慶弔ならびに見舞金受領の順位は、組合員死亡のときは遺族に、その他の場合は組合員本人とする。
第10条	慶弔金ならびに災害傷病見舞金申請書提出の期限は事由発生後2年以内とする。なお、出産祝い金について、育児休業をとる場合は育児休業期間を除いた3年以内とする。
第11条	担当執行委員は、慶弔金ならびに見舞金を贈呈したときは機関紙に氏名、分会名を報告し、次の委員会の承認を得なければならない。
第12条	この規定の執行に疑義が生じたときは委員会が決定する。
第13条	<p>組合役員および組合員が、組合機関の決定に基づく組合業務の遂行中遭った損害で下記の各号の一つに該当するものに対し、その家族に50万円を限度として無利子で貸付を行う。貸付期間は、貸付日より1年とする。</p> <p>1.死亡 2. 負傷または疾病</p>
第14条	前条に基づく貸付申請は、組合員本人またはその家族、分会長により行う。
第15条	慶弔災害の該当者が極めて多数で資金的に支払いが不可能と認められたときは、委員会の承認を得て別段の取り扱いをする。
第16条	この規定の会計は一般会計からとする。
第17条	この規定の改廃は委員会決定する。
第18条	この規定は1990年5月23日より施行する。